

横浜市
区障害者自立支援協議会
運営ガイドライン

横浜市健康福祉局障害施策推進課

令和7年4月

第2版

目次

第1部 自立支援協議会について

- 1 自立支援協議会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 自立支援協議会とは
 - (2) 法的な位置づけ
 - (3) 機能
- 2 自立支援協議会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 目標の明確化
 - (2) 構成員と役割分担
 - (3) 協議の過程
 - (4) 制度化の限界と協働の意義

第2部 横浜市の自立支援協議会について

- 1 自立支援協議会の構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 全体像
 - (2) 個別支援会議から始まる自立支援協議会
- 2 区自立支援協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 目的と機能
 - (2) 各会議の協議内容と留意点

第1部 自立支援協議会について

1 自立支援協議会の概要

(1) 自立支援協議会とは

自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に位置付けられ、障害者総合支援法の目的である「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」のため開催するものです。障害のある方が地域で安心して生活するために、「人と人をつなぎ、地域の課題を地域の中で共有し、解決に向け協働する場」です。障害福祉分野の関係者に限らず、保健、医療、教育、就労、当事者、地域住民など様々な立場の方が、地域づくりのために協議し取り組みます。

(2) 法的位置づけ

障害者総合支援法第89条の3に位置づけられた、障害児者への支援の体制を整備するための情報共有・連携・協議を行う場です。

(協議会)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下、この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

自立支援協議会は、開催することが目的ではなく、前述した障害者総合支援法の目的を果たすための手段ということを念頭に運営をしていくことが重要です。なお、上記第3項から第6項までの規定は、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定となっています。

また、自立支援協議会には上記第5項の規定のとおり守秘義務があり、違反した者には障害者総合支援法第109条第2項の罰則（1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金）が適用されます。令和6年4月以降、自立支援協議会において知り得た個人情報等は、職業上秘密保持の責務を負わない者も含めて、参加する全ての者に課せられることとなりました。このことにより、障害当事者や地域住民等が参加する自立支援協議会を開催しやすくなり、個別具体的な検討の場としても活用することができます。

とはいえ、個人情報の取扱いについては、本人の同意を得ることが原則であることは忘れないでお願いいたします。

（3）機能

令和6年3月29日付け障発0329第26号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知において、自立支援協議会の主な機能が下記のように示されています。自立支援協議会を開催する際は、これらの機能が果たせるよう意識して会議を開催する必要があります。横浜市においてはこれらの各機能を、区域・ブロック域・市域の各層で分担して果たしていきます。

自立支援協議会の主な機能

- ①個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 〈区域〉
- ②地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、「地域課題」という）の抽出、把握及び共有 〈全て〉
- ③地域における相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握及び共有 〈区・市域〉
- ④地域における関係機関の連携強化 〈区・ブロック域〉
- ⑤社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施 〈全て〉
- ⑥相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む）の協議 〈区・市域〉
- ⑦市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握並びに必要な応じた助言等 〈市域〉
- ⑧地域における課題等について都道府県協議会への必要な応じた報告及び都道府県協議会との連携 〈市域〉

2 自立支援協議会の運営

(1) 目標の明確化

自立支援協議会を活性化させるためには、その開催目標を明確にすることが重要です。各会議や連絡会の目標が不明確のまま進んでしまうと、構成員が参加する必要性を見失ってしまい、活発な議論がなされなくなる恐れがあります。また、目標が設定されないと会議を開催すること自体が目的になってしまい、有意義な議論ができなくなってしまいます。

(2) 構成員と役割分担

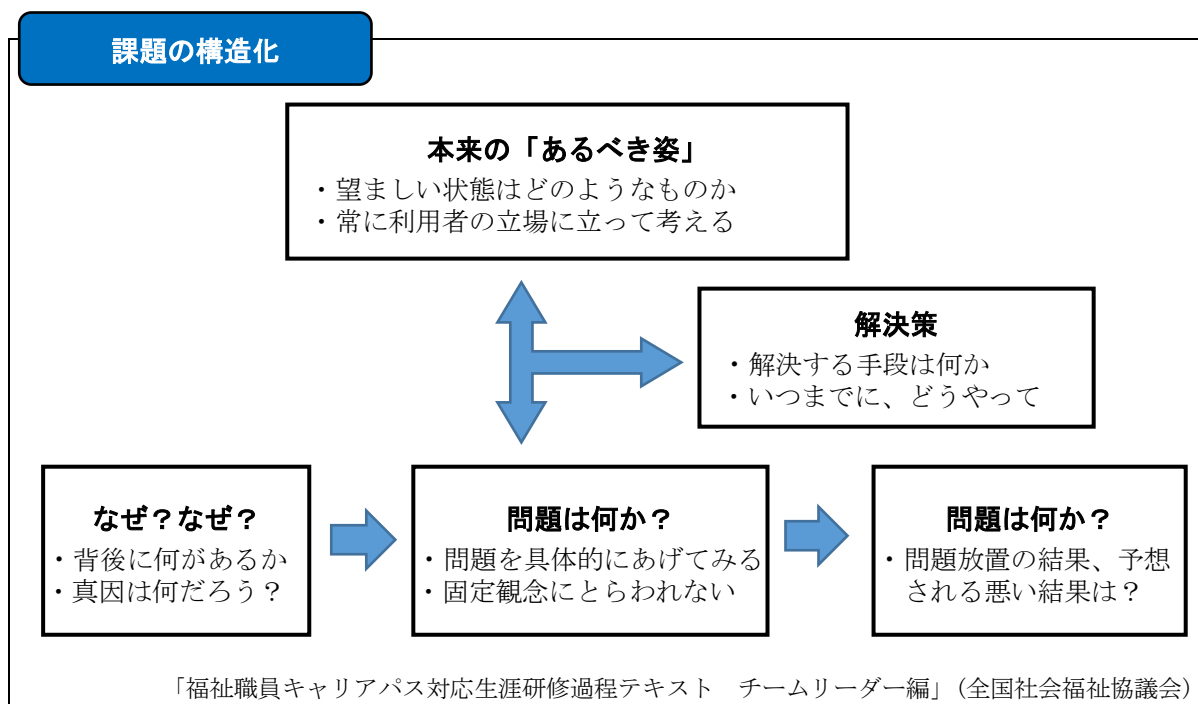
構成員はそれぞれの会議の協議内容、開催趣旨に合ったメンバーで構成します。取り扱うテーマ、内容によって、広く参画を呼び掛けるもの、より有意義な協議とするため、限定した構成員で行う方がよいものなど、確認した上で開催します。

また、自立支援協議会に参加するあらゆる関係者は、お客様として参加するのではなく、主体的に参画することが求められることを認識する必要があります。構成員が役割分担をし、議論の内容や運営上の負担に偏りが生じないように配慮していくことが重要です。

(3) 協議の過程

協議を進めていく過程においては、PDCAサイクルを意識し、課題を明確にしていくことが求められます。一方で、ただ課題を抽出するのではなく、その解決策まで協議することも自立支援協議会には求められます。そのためには、現状ある課題を解決に向けて、段階的に整理していく（構造化していく）ことが重要です。

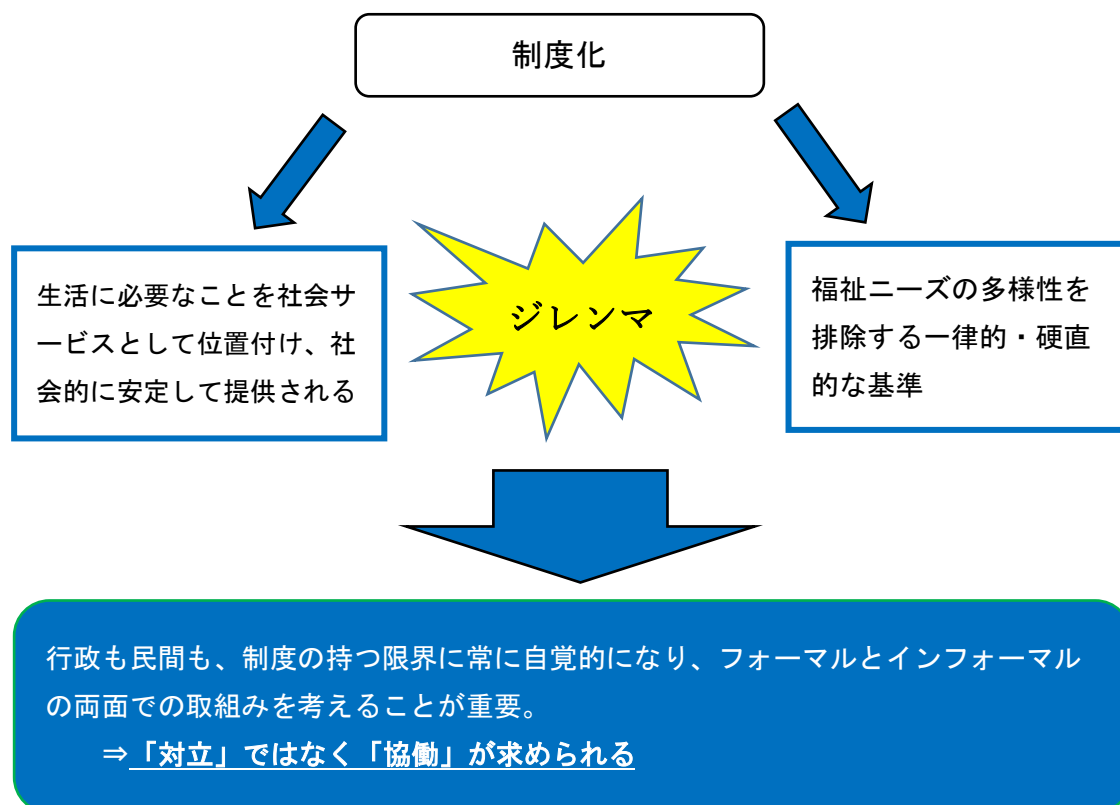
構造化をすることで、協議の目標設定がしやすくなるばかりではなく、協議の振り返りや評価もしやすくなり、構成員の意欲を高める結果にもつながります。



(4) 制度化の限界と協働の意義

課題を構造化し、解決策を検討していきますが、解決策は「制度化」を目指すことがゴールではありません。自立支援協議会の活動を行うにあたっては、制度化の限界と協働の意義を踏まえて行う必要があります。以下の図は、「地域自立支援協議会活性化のための事例集」（特定非営利活動法人北海道地域ケアマネジメントネットワークによる平成22年度障害者総合福祉推進事業報告書）を参考に作成しています。

制度化の限界と協働の意義



「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」を目指すためには、行政も民間も制度化の持つ意義と限界を正しく理解しあえていく必要があります。制度化や施策への反映によってすべての課題が解決するわけではないということを共有し、この目的に向かって、「対立」ではなく「協働」しながら、フォーマルとインフォーマルの両面による取り組みを進めていくことが重要です。

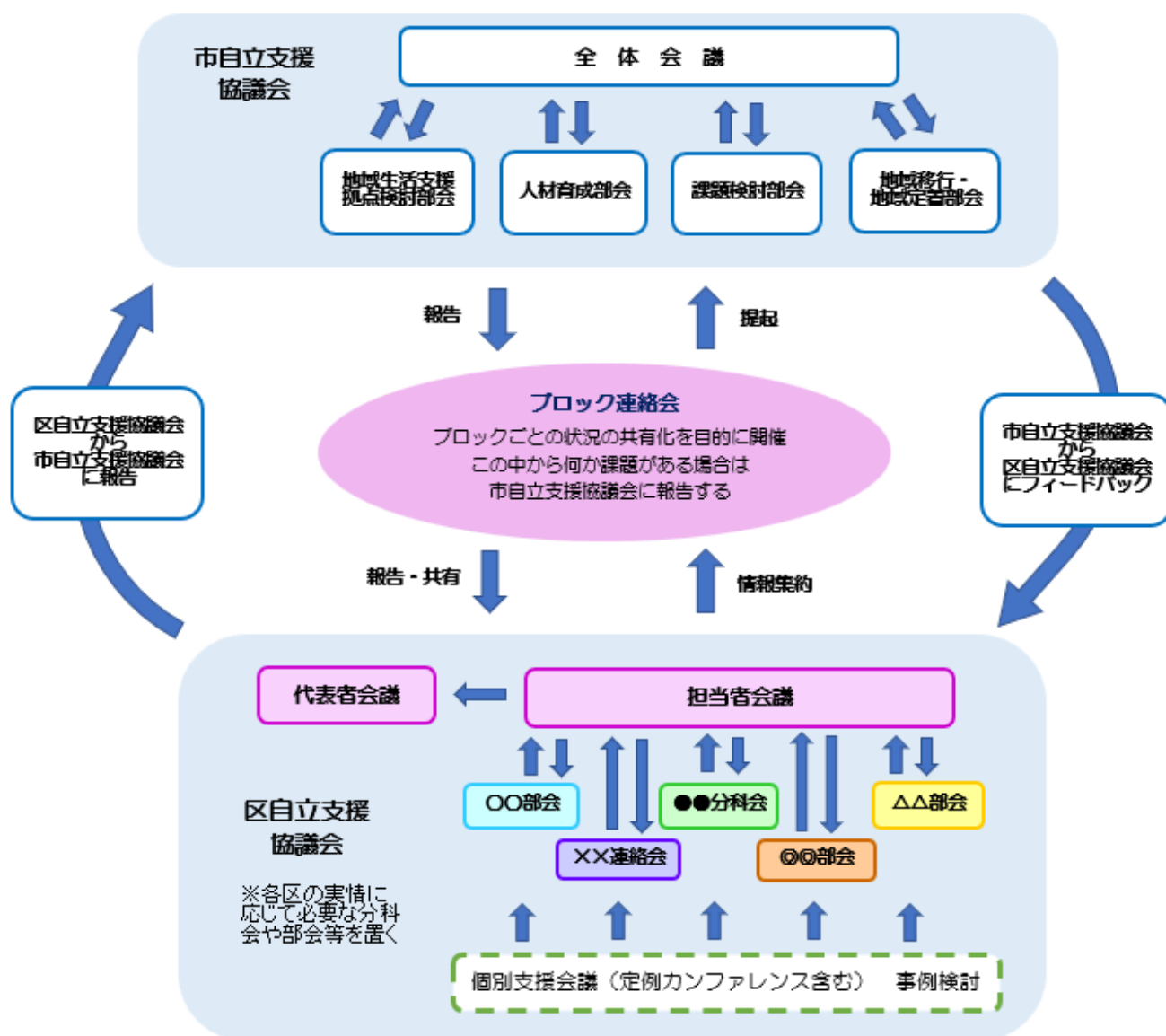
第2部 横浜市の自立支援協議会について

1 自立支援協議会の構造

(1) 全体像

横浜市では、区域、ブロック域、市域の3層構造で自立支援協議会を運営しています。3層の自立支援協議会が連動することで、ミクロな区域の課題から、マクロな市域の課題まで検討できるようにしています。

【自立支援協議会 体制イメージ図】



(2) 個別支援会議から始まる自立支援協議会

個別支援会議は自立支援協議会の命綱と言われます。横浜市では、一人一人の障害児者への支援は区域を中心に行っています。日々開催される個別支援会議や事例検討などで把握された個別のニーズ・課題を、いかにして地域の課題として共有し、地域づくりにつなげていくかが重要です。そのため、個別支援会議が確実に運営されていることが有益な自立支援協議会を運営していく上でポイントとなります。

2 区自立支援協議会

(1) 目的と機能

自立支援協議会は、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、人と人をつなぎ、地域の課題を共有しながら解決に向けて協議する場です。フォーマルだけでなく、インフォーマルも含めた地域の支援体制状況を確認しながら、地域のみinnで話し合って支援体制の充実を目指します。

そのために、機能①「個別事例への支援のあり方に関する協議、調整」をベースに、機能②③「地域課題と地域における相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握や共有」を行い、機能④「地域における関係機関の連携強化」に取り組みます。そこで得たものをふまえ、機能⑤「社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施」、機能⑥「相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法の協議」を果たしていきます。

(2) 各会議の協議内容と留意点

横浜市の区自立支援協議会では以下の会議を設定し、協議を進めていくことを基本としています。地域特性や課題は区によって異なりますので、実情に合わせて運営していきます。

運営にあたっては構成員一人ひとりが、参画する会議の協議の内容を踏まえ、主体性を持って活動することが求められます。その際、各会議の留意点を意識することが大切です。自立支援協議会は事務局だけが頑張る構図に陥りやすいのですが、構成員みんなで自分でもできるアイデアを持ち寄って、前向きに協議を続けられることがポイントになります。ちょっとした創意工夫や、これまでとは少し違うことを実践してみるなど、無理ではないことを続けるだけでも全体の変化につながっていきます。

会議名称は各区の運営状況に合わせて変えることができます。なお、3機関とは、区役所、基幹相談支援センター及び精神障害者生活支援センターのことをいいます。

会議名称	主な機能	協議内容	主な構成員	留意点
代表者会議	④	区自立支援協議会全体の運営状況の共有、確認	各専門部会等の代表者及び関係機関の代表者 (福祉・保健・医療・教育・就労機関、民生委員・児童委員、当事者団体、家族会、区役所等)	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の状況を全体で確認し、各機関で方向性がずれないようにする ・各機関の職員が各会議へ円滑に参画できるようにする ・自立支援協議会の開催目的を参加者に十分理解してもらう ・区域の取組みが区内事業所に広く伝わるように工夫する
担当者会議	②③ ④⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会等からの報告や把握された地域課題の共有 ・地域課題の解決に向けた意見交換 	代表者会議の参加者よりも現場に近い実務者 (各専門部会等の代表者、関係機関、3機関等)	<ul style="list-style-type: none"> ・区域で取組むことを整理し決める ・必要に応じて分科会を立ち上げる ・誰がどのように取り組んでいくと良いのかを踏まえる ・制度化や施策への反映によってすべての課題が解決できる訳ではないことを意識する
分科会 ※有期限	②③ ④⑤	担当者会議において特に優先的かつ集中的に検討が必要なテーマとして位置付けたものを協議	取り上げるテーマに応じたメンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・解決に向けたアイデア出しを行う ・アイデアを実践できるよう役割分担する ・具体的な活動計画を立てる ・目標や検討年限を設定する ・区づくり事業化等も検討してみる
部会連絡会	①② ③④ ⑤⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・個別の課題から地域の課題を抽出 ・障害のある人が暮らしやすい地域づくりのための協議 	会の主旨に沿ったメンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の必要性や実情に応じて障害福祉サービス別、障害種別、テーマ別等で設定する ・ネットワークを構築しチームで支援できるようにする ・支援者の孤立を防ぎスキルアップに繋げる ・障害関係者だけではなく、他分野や地域住民も巻き込んで取組を進める ・障害のある人が中心であることを忘れない
個別支援会議 (定例カンファレンスを含む)	①② ③④	支援課題や方針の共有、検討、調整等	本人や3機関等の関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の暮らしからわかる地域情報が地域アセスメントの材料になることを念頭におく ・インフォーマル資源にも意識を向ける ・個別の課題解決だけに終始しない
事務局会議		<ul style="list-style-type: none"> ・各会議の運営状況の把握、調整 ・全体の進行管理 	3機関、ほか3機関が必要と判断したメンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・各会議の協議内容を整理する ・区としての方向性を定める ・役割分担する

